

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、独創的なモーションコントロール技術で、移動・生活空間に安全・安心・快適を提供することを企業理念とし、「ナブテスコ ウェイ」の実践を通じて会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上並びにステークホルダーからのさらなる信頼獲得のため、コーポレートガバナンスの充実に取り組むものとします。

なお当社は、「ナブテスコ コーポレートガバナンス基本方針」(以下、基本方針)を制定し、当社ウェブサイトに掲載しています。

「ナブテスコ ウェイ」:<http://www.nabtesco.com/company/greeting.html>

「ナブテスコ コーポレートガバナンス基本方針」:<http://www.nabtesco.com/policy/governance.html>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則についてすべてを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則1-4】 株式の政策保有及び政策保有に係る議決権行使に関する基本方針

基本方針第4条 (株式の政策保有及び政策保有に係る議決権行使に関する基本方針)をご参照ください。

【原則1-7】 関連当事者間取引

基本方針第5条 (関連当事者間取引)をご参照ください。

【原則3-1(i)】 経営理念、経営戦略、経営計画

当社は、社員一人ひとりの仕事への取り組み姿勢、判断の拠り所として共有する「行動指針」を定め、従来からの「企業理念」、「ナブテスコの約束」とあわせた総称として「ナブテスコ ウェイ」を制定し、ウェブサイト等で公表しています。

また、当社が2020年度の目指す姿である「長期ビジョン」及び「中期経営計画」も策定し、公表しています。

詳細は、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

「ナブテスコ ウェイ」:<http://www.nabtesco.com/company/greeting.html>

「長期ビジョン」:<http://www.nabtesco.com/policy/vision.html>

「中期経営計画」:http://www.nabtesco.com/policy/mid_term_plan.html

【原則3-1(ii)】 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

基本方針をご参照ください。

【原則3-1(iii)】 経営陣の報酬等の決定に関する方針

基本方針第24条 (経営陣の報酬等)をご参照ください。

【原則3-1(iv)】 取締役、監査役等の指名・選任方針と手続き

基本方針第23条 (取締役、監査役等の指名等)をご参照ください。

【原則3-1(v)】 取締役及び監査役の指名・選任についての説明

当社は、社外取締役候補者の指名理由、その他取締役及び監査役の略歴・地位・担当等については、株主総会招集ご通知等で開示しています。なお、詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。

http://www.nabtesco.com/stock/shareholders_meeting.html

【補充原則4-1-1】 経営陣への委任

基本方針第15条 (経営陣への委任)をご参照ください。

【原則4-9】 独立社外取締役

基本方針第18条 (独立社外取締役)をご参照ください。

【補充原則4-11-1】 取締役会の構成

基本方針第16条 (取締役会の構成)をご参照ください。

【補充原則4-11-2】 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況

当社は、社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、株主総会招集ご通知等で毎年開示しています。

なお、詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。

http://www.nabtesco.com/stock/shareholders_meeting.html

【補充原則4-11-3】 取締役会の実効性評価

当社は、毎年、各取締役の自己評価等に基づく取締役会の実効性に関する分析・評価を実施し、取締役会の機能向上を図ります。2015年度につきましては、取締役・監査役を対象に無記名アンケート方式による自己評価を実施し、取締役会で同アンケート回答に基づき分析・評価しました。その結果の概要は下記のとおりです。

同アンケート回答では、監督機能を強化するための体制構築や自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成が図られているといった総じて肯定的な評価が確認され、取締役会の実効性は確保されていると認識しています。

一方で、取締役会における更なる議論の深化および審議の効率性向上を図るため、中長期的な成長戦略に関する議論の進め方や取締役会の運営環境の改善について建設的な意見が提示されました。

当社は、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図り、企業価値向上を目指した経営を更に推進すべく、本実効性評価を踏まえ、継

統的に取締役会の機能向上に取り組んでまいります。

【補充原則4－14－2】取締役及び監査役の研鑽及び研修

基本方針第27条（取締役及び監査役の研鑽及び研修）をご参照ください。

【原則5－1】建設的な対話

基本方針第29条（建設的な対話）をご参照ください。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 30%以上 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|-----------|-------|
| BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS | 8,565,800 | 6.85 |
| 東海旅客鉄道株式会社 | 5,171,000 | 4.13 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 5,061,000 | 4.04 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 3,752,300 | 3.00 |
| RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT – CLIENT ACCOUNT | 3,563,626 | 2.85 |
| 株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ | 3,265,000 | 2.61 |
| ファナック株式会社 | 2,480,000 | 1.98 |
| THE BANK OF NEW YORK 133972 | 2,155,000 | 1.72 |
| SAJAP | 2,007,400 | 1.60 |
| BNP PARIBAS SEC SVC LONDON／JAS／ABERDEEN INVESTMENT FUNDS ICV C／AGENCY LENDING | 1,996,100 | 1.60 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
|-----------------|----|

| | |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明更新

大株主の状況は、2015年12月31日現在の状況です。また、以下のとおり大量保有報告書等が提出されていますが、当社では2015年12月31日現在における実質所有株式数を完全に把握できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、報告書の主な内容は以下のとおりです。

保有者:アバディーン投信投資顧問株式会社 他1社

報告義務発生日:2015年10月 6日

提出日: 2015年10月14日

保有株券等の数: 15,491,606株

株券等保有割合: 12. 08%

保有者:シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 他3社

報告義務発生日:2015年12月31日

提出日: 2016年 1月 8日

保有株券等の数: 5,249,804株

株券等保有割合: 4. 20%

保有者:三井住友信託銀行株式会社 他2社

報告義務発生日:2016年 2月15日

提出日: 2016年 2月19日

保有株券等の数: 6,965,500株

株券等保有割合: 5. 57%

3. 企業属性

| | |
|-------------|--------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
|-------------|--------|

| | |
|-----|------|
| 決算期 | 12 月 |
|-----|------|

| | |
|----|----|
| 業種 | 機械 |
|----|----|

| | |
|---------------------|---------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
|---------------------|---------|

| | |
|-------------------|---------------|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |
|-------------------|---------------|

| | |
|-------------------|-------------|
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 50社以上100社未満 |
|-------------------|-------------|

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 10名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j |
| 藤原 裕 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | |
| 内田 憲男 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|---|---|
| 藤原 裕 | ○ | <p>藤原氏は、当社が独自に定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。(当社の「社外役員の独立性に関する基準」については、「独立役員関係/その他独立役員に関する事項」をご参照ください。)</p> <p>(重要な兼職の状況) ・クロス・ボーダー・ブリッジ株式会社代表取締役</p> | <p>藤原氏は、海外勤務が長く、グローバルビジネスに対する豊富な経験と高い見識・能力を有しております。また、上場企業の財務部門・IR部門の責任者を務められるなど、高度な経営戦略及び財務に関する専門知識を有しております。当社はその経験・能力を高く評価しており、その知見を活かしていただけると考えています。</p> |
| 内田 憲男 | ○ | <p>内田氏は、当社が独自に定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。(当社の「社外役員の独立性に関する基準」については、「独立役員関係/その他独立役員に関する事項」をご参照ください。)</p> <p>(重要な兼職の状況) ・株式会社トプコン相談役</p> | <p>内田氏は、株式会社トプコンの代表取締役を務められ、企業経営者としての豊富な経験と高い見識・能力を有しております。当社はその経験・能力を高く評価しており、当社の技術開発及びグローバルビジネスについての全般的な知見を活かしていただけると考えています。</p> |

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員 (名) | 社内取締役 (名) | 社外取締役 (名) | 社外有識者 (名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|--------|--------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名委員会 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 社内取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 報酬委員会 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 社内取締役 |

補足説明

「指名委員会」

当社は、取締役会の諮問機関として指名委員会を設置し、取締役、監査役及びCEO候補の人事について審議し、取締役会への答申を行います。なお、当該委員会は、複数の独立社外役員を含む3名で構成されています。

「報酬委員会」

当社は、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、経営陣の報酬等について審議し、取締役会への答申を行います。なお、当該委員会は、複数の独立社外役員を含む3名で構成されています。

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5名 |
| 監査役の人数 | 4名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外監査役を含めた監査役は、内部監査機能を有する業務監査部との情報交換会やグループ監査役会等を実施するとともに、会計監査人との監査計画説明会や監査結果報告会、各工場たな御立会等により相互に連携しています。さらに、内部監査部門と内部統制を推進する経理部門及びコンプライアンス・リスク管理所管部門との連携を強化するため、年2回の情報交換会を行っています。

また、内部監査部門及び内部統制部門は、会計監査人と「財務報告に係る内部統制」の整備・運用状況等について意見交換及び情報交換を行っています。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 石丸 哲也 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 三谷 紘 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 片山 久郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--|--|
| 石丸 哲也 | ○ | 石丸氏は、当社が独自に定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。(当社の「社外役員の独立性に関する基準」については、「独立役員関係/その他独立役員に関する事項」をご参照ください。) | 石丸氏は経理専門能力を中心に監査に必要な見識・能力を有しています。 |
| 三谷 紘 | ○ | 三谷氏は、当社が独自に定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。(当社の「社外役員の独立性に関する基準」については、「独立役員関係/その他独立役員に関する事項」をご参照ください。) (重要な兼職の状況) ・富士通株式会社監査役(社外監査役) | 三谷氏は永く検事・弁護士として務められ、東京法務局長、公正取引委員会委員を歴任するなど、高度な法律面の知識を有しています。 |
| 片山 久郎 | ○ | 片山氏は、当社が独自に定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。(当社の「社外役員の独立性に関する基準」については、「独立役員関係/その他独立役員に関する事項」をご参照ください。) (重要な兼職の状況) ・アート金属工業株式会社特別顧問 ・ユシロ化学工業株式会社取締役(社外取締役) | 片山氏は長年にわたりアート金属工業株式会社の代表取締役を務められ、企業経営者としての深い経験と見識・能力と、それらに基づく公正な判断、経営に対する客観性・中立性を有しています。 |

【独立役員関係】

独立役員の人数

5 名

その他独立役員に関する事項

当社は当社における「社外役員の独立性に関する基準」を以下のように定めています。

当社は、以下のすべての要件に該当する場合、当該社外役員(社外取締役及び社外監査役)に独立性があると判断する。

(1)当社及び当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者でないこと

(2)当社の現在の大株主(※)又はその業務執行者でないこと

※総議決権の5%超の議決権を直接又は間接的に保有している者又は直近の株主名簿上の大株主上位10位以内の者

(3)当社グループの主要な借入先(※)の業務執行者でないこと

※当社グループが借り入れをしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう。)であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者

(4)当社グループの主要な取引先(年間取引額が連結売上高の5%を超える)又はその業務執行者でないこと

(5)当社グループを主要な取引先(年間取引額が相手方の連結売上高の5%を超える)とする者又はその業務執行者でないこと

(6)コンサルタント、会計専門家、法律専門家として、当社グループから役員報酬以外に多額の報酬(年間600万円超)を受けていないこと(当該社外役員が属する法人、組合等の団体が報酬を受けている場合を含む。)

(7)当社グループの業務執行者の配偶者又は2親等以内の親族でないこと

(8)過去3年間において、上記(1)から(6)までのいずれにも該当していない者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

(1)取締役の報酬体系は、固定報酬と短期業績を反映した業績連動報酬からなる「月次報酬」及び中長期的業績が反映できる「株式報酬型ストックオプション」で構成しています。なお、報酬水準、報酬の構成等については、経営環境の変化に対応して適時・適切に見直しを行っています。

(2)「業績連動報酬」は、年度業績及び年度業績目標の達成度に応じて支給額を決定します。なお、主要な業績管理指標としては、売上高、営業利益、ROA、ROEを採用しています。

(3)「株式報酬型ストックオプション」は、株主視点に立った株価連動報酬として、取締役に新株予約権を付与するものであり、権利付与数は役位、または各事業年度における達成目標の達成度に応じて個人別に決定します。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、中長期の業績目標の達成を強く志向させるとともに、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さんと共有することで、中長期に継続した業績及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的に、中長期業績に連動した「株式報酬型ストックオプション」を導入しています。長期業績連動の「株式報酬型ストックオプション」は、2009年度に退職慰労金制度を廃止し、導入しました。(2009年6月24日開催の第6回定時株主総会決議)

・中期業績連動の「株式報酬型ストックオプション」は、2014年5月9日公表の「ナブテスコグループ中期経営計画」の業績目標の達成度に応じた株式報酬型ストックオプションとして新たに導入したもので。(2014年6月24日開催の第11回定時株主総会決議)

なお2015年5月28日の取締役会において、会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項ならびに第240条第1項に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員に対して、中期経営計画の達成度に応じたインセンティブ報酬として新株予約権を発行することとしました。発行する新株予約権の総数は、30個(3,000株)で、その内訳は、取締役(社外取締役を除く。)に8名に対し17個、執行役員13名に対し13個です。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告では、取締役報酬額の対象人数とその総額を開示しており、これらの書類は当社ウェブサイトでも掲載し、公衆縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で限度額の承認を得た上、報酬委員会による審議・答申を受け、取締役会にて決定しています。2014年度における取締役の年間報酬等の総額は、取締役12名(2014年度中に退任した取締役2名を含みます)に対し総額296百万円(うち社外取締役3名分18百万円を含む)でした。総額296百万円のうち、月次報酬等が231百万円(うち社外取締役3名は18百万円)、株式報酬型ストックオプションが65百万円です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役は、経営情報オンライン・データ・ベースで各種経営情報のほか、取締役会開催案内、付議案件等がウェブサイト上にて、常時閲覧できるようになっています。また、取締役会開催通知は別途インターネットメールでも案内しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

「取締役会」

取締役会は2名の社外取締役を含め10名で構成し、当社グループの基本方針・基本戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督を行う機関として、原則月1回以上開催しています。2014年度においては18回開催しています。

「執行役員制」

取締役会の方針・戦略・監督のもとに業務執行に専念する体制として執行役員制を探っています。主要なグループ会社2社の代表者である執行役員を含めた20名で構成し、執行役員会を定期会議として開催しています。2014年度においては10回開催しています。

「監査役(会)」

当社の監査役会は、3名の社外監査役を含め4名で構成しており、グループ経営の強化に対応して、グループ会社の監査役を含めたグループ監査役会を設置し、監査体制を強化しています。2014年度においては当社監査役会を13回、グループ監査役会を2回開催しています。

「マネジメント・コミッティ」

取締役会の決定する方針に基づき、当社グループの業務執行に関する重要な事項の審議、業績報告、業務執行の報告をする機関として、常勤取締役及び執行役員等で構成された「マネジメント・コミッティ」を設けており、原則月1回開催しています。2014年度においては23回開催しています。

「業務監査部」

健全な経営管理の遂行に資することを目的とし、当社グループの経営活動の効率的な運用と質的な向上を図るために、業務監査部(8名)を設置し、内部業務監査機能を強化しています。2014年度においても、本社部門、社内カンパニー及び連結子会社の内部業務監査を実施しています。

「報酬委員会」

当社は、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、経営陣の報酬等について審議し、取締役会への答申を行います。なお、当該委員会は、複数の独立社外役員を含む3名で構成されています。

「指名委員会」

当社は、取締役会の諮問機関として指名委員会を設置し、取締役、監査役及びCEO候補の人事について審議し、取締役会への答申を行います。なお、当該委員会は、複数の独立社外役員を含む3名で構成されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・当社の取締役会は2名の独立社外取締役を含む10名で構成し、取締役の経営責任の明確化を図るために、取締役の任期は定款で1年と定めてています。また、取締役会の諮問機関として独立社外役員2名を含む3名からなる報酬委員会を設置し、経営陣の報酬等について審議し、取締役会への答申を行います。さらに2015年10月30日付で取締役会の諮問機関として取締役1名と独立社外役員2名からなる指名委員会を設置しました。同委員会では、取締役、監査役及びCEO候補の人事について審議し、取締役会への答申を行います。

・当社の監査役会は、3名の社外監査役を含め4名で構成しています。さらにグループ会社の監査役を含めたグループ監査役会を設置し、グループ監査体制の強化を図っています。

これらの体制を整備、強化することにより、業務執行の迅速化及び機動性を維持しつつ、企業統治体制の強化と責任の明確化を図り、ナブテスコグループの企業価値向上に資する効率的かつ透明性の高い企業経営体制を構築しています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|--|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 2015年開催の株主総会では、開催日の3週間前に発送しました。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 集中日以外の日に株主総会を設定しております。2015年は6月23日に開催しました。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 2006年から電磁的方法による議決権行使を導入しています。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 2007年から議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 2012年から招集通知の参考書類部分の英文を当社ウェブサイトに掲載しています。 |
| その他 | 2013年から招集通知の早期開示(ウェブサイト上の開示)を行っています。(招集通知発送日の1営業日前) |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社ウェブサイトにて、当社のIR情報開示の基本姿勢等を掲載しています。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 全国各地の証券会社の支店にて説明会を開催しています。 | なし |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年2回、中間、期末決算発表後に説明会を開催しています。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 2014年度は、欧州、米国、シンガポール、香港、中国を中心に各国で投資家訪問及び説明会を実施しています。 | なし |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算資料、アニュアルレポート、有価証券報告書、ニュースリリース、CSR報告書及びインテグレイテッドレポート(統合報告)等を、当社ウェブサイトに掲載しています。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IRは総務部が担当しており、IRマネージャー1名、その他担当者4名がいます。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 「企業理念」「ナブテスコの約束」に社員一人ひとりの仕事への取り組み姿勢、判断の拠り所として共有する「行動指針」をあわせた「ナブテスコ ウェイ」や、「ナブテスコグループ企業倫理綱領」「ナブテスコグループ行動基準」等を制定しています。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社グループが重点的に取り組むべきCSR活動としては、環境への配慮や、サプライチェーンにおけるCSRへの取り組みが挙げられます。 当社グループは、「地球環境への配慮」を経営の最重要課題の一つと捉え、具体的な活動指針としてグループに共通の「環境理念」と「環境行動指針」を制定しています。これをもとに、事業活動に関わる環境負荷の低減や環境改善について、可能な限り定量目標を設定し、積極的に推進しています。また、サプライチェーンマネジメントにおいては、児童労働や強制労働、紛争鉱物問題などグローバルな人権に関する課題を認識し、2014年4月に「ナブテスコグループCSR調達方針」を制定しました。今後一層のCSR経営に努めるため、同4月に国連グローバル・コンパクトの趣旨に賛同し、これに参加することを表明しました。 これらCSRに関する具体的な活動をまとめたCSR報告書を2011年より毎年発行しており、2014年からはインテグレイテッドレポート(統合報告)を発行しています。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 「内部情報管理基準」及び「広報・IRに関する情報開示基準」を制定しています。 |

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 [更新]

当社グループの内部統制システム構築の基本方針を次の通り定める。

内部統制推進の最高責任者はCEOとする。

取締役会は、事業環境や社会的要請の変化、法令の改正、リスクの多様化等に応じて内部統制システムの整備に関し継続的に検討を重ね、毎年一回その他の必要に応じ見直しを行う。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役および使用人は、当社グループの企業理念、企業倫理綱領、行動基準を適正かつ公正な事業活動の拠り所としてこれを遵守する。また、社会の一員として社会規範・倫理に則した行動を行い、健全な企業文化の維持形成に努める。
- (2)取締役(会)は、法令、定款、取締役会規則およびグループ責任・権限規程等に規定される経営上の重要事項について、適切に意思決定を行う。
- (3)取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された職務を執行するとともに、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告する。また、各取締役は、他の取締役によるものも含め、職務の執行について法令および定款への適合性に關し問題が生じた場合は、取締役会および監査役(会)へ報告する。
- (4)取締役および使用人は、意思決定および職務の執行において、本社専門スタッフあるいは外部専門家の専門意見を聴取することを徹底することで、判断の合理性・妥当性・適法性を確保する。
- (5)取締役会は、社外取締役、社外監査役による外部からの多面的かつ公正な観点からのアドバイスを通じて、適正な判断を行う。
- (6)コンプライアンスの推進においてCEOを補佐するため、コンプライアンスを推進する部門を設置する。社会情勢および法改正等に則したコンプライアンス体制の見直しと、取締役、使用人に対するグループ横断的なコンプライアンス教育を行う。
- (7)取締役および使用人は、当社グループにおける不正行為の通報義務を有し、その手段の一つとして企業倫理ホットラインを開設し、運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)取締役は、その職務の執行に係る以下の情報(文書および電磁的記録。以下同じ。)について、法令および社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に作成および保存・管理を行う。

- 1)株主総会議事録およびその関連資料
- 2)取締役会議事録およびその関連資料
- 3)マネジメント・コミッティ等、取締役が主催する重要な会議体の議事内容の記録および関連資料
- 4)取締役会が決定者となる決定通知書および付属書類
- 5)その他取締役の職務の執行に関する重要な書類

- (2)上記(1)に定める情報の作成および保存・管理における責任者は、それぞれの会議体議長又は別途定められた取締役、決定者あるいは当該職務を執行する取締役とする。

- (3)電磁的記録については、IT技術の高度化に伴う漏洩リスクに対し十分なセキュリティ体制を整備し、継続的に強化・改善を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)損益、資産効率、品質、災害等の状況が取締役会に適正かつタイムリーに報告され、また当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、迅速かつ的確に取締役(会)へ報告される体制を整備し、リスクの早期発見に努め、損失の極小化を図る。

- (2)以下の事項に対し、リスクの管理および損失の予防を行う。グループ横断的な組織の設置、規程の整備を行う。

- 1)事業環境や業界構造の変化および新技術、新規参入への対処の遅れ等に起因する事業の機会損失リスク
- 2)取締役、使用人の不適切な判断、業務処理あるいは重過失、不正行為等に起因する事業運営リスク
- 3)カントリーリスクや販売先・仕入先の与信等に起因する代金回収不能・調達支障リスク
- 4)所有する金融資産や金利・為替の変動等に起因する金融リスク
- 5)基幹システムの停止・動作不良や情報漏洩等のITリスク
- 6)契約の不備、知的財産権の侵害等に起因する訴訟リスク
- 7)ESH(Environment, Safety & Health:環境・安全・健康)に関するリスク
- 8)PL(Product Liability: 製造物責任)を含む品質に関するリスク
- 9)大規模災害に関するリスク

- 10)その他取締役会が極めて重大と判断するリスク

- (3)グループ責任・権限規程の遵守・徹底を通じて、意思決定の合理性・妥当性・適法性を確保し、リスクの管理を行う。

- (4)事故、災害および重要な品質問題発生時の報告要領を社内規程に定め、それに基づく有事の際の迅速かつ適切な情報伝達および緊急対応態勢を整備する。

- (5)内部監査部門をはじめ本社専門スタッフが、業務上のリスク管理状況を横断的に監査し、業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

- (1)取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するため、必要な組織を組成し、それぞれの業務分掌を定める。取締役は取締役会決議により業務を分担し、業務分掌に基づき業務を執行する。

- (2)当社の事業内容、事業特性に鑑み、執行役員制・カンパニー制を探る。

- 1)執行役員は取締役会より委嘱された業務を執行し、報告を行う。

- 2)戦略事業単位としてカンパニーを設置し、各カンパニーはグループ責任・権限規程に基づき業務を執行し、報告を行う。

- (3)取締役会付議事項のうち業務執行に係るものについては、業務執行上の重要事項を審議する機関であるマネジメント・コミッティで事前審議を行い、論点を整理した上で取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の適正化および効率化を図る。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)内部統制に係る理念、方針は全てグループ適用とし、グループ全体への浸透と統一化を図る。

- (2)グループ会社管理規程を制定し子会社の管理区分および管理事項を規定するとともに、子会社の規模および重要性(当社グループへの影響度合い)および子会社の自主健全性を勘案し、グループ責任・権限体系を定める。また、子会社における業務上の重要事項について当社に報告をさせる体制を整備する。

- (3)全部連結を採用し全子会社の業績を当社連結業績に適切に反映させ、かつ管理連結を採用しカンパニー連結での業績評価を行うことで、子会社の事業運営の適正化、効率化および財務報告の質的向上を図る。

- (4)子会社の社外取締役、社外監査役を当社より派遣し意思決定および業務の適正化を図るとともに、グループ監査役会を通じて、子会社における監査の均質化と充実を図る。

- (5)当社の内部監査部門において子会社に対する内部監査を実施し、監査を通じて業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

- (1)監査役(会)から監査役を補助すべき使用者の設置の要請があった場合は、監査役(会)との事前協議の上、速やかに当該使用者を確保する。

- (2)監査役を補助すべき使用者を設けた場合、取締役からの独立性を確保するため、当該使用者の人事異動および人事考課は、監査役(会)との事前合意の上、決定する。

- (3)監査役を補助すべき使用者は、かかる補助業務にあたり監査役(会)の指揮命令に服するものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役は、当社または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちにその事実を監査役(会)に報告する。

- (2)取締役および使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合または当社の業務および財産の状況の調査をする場合は、迅速かつ適切に対応する。
- (3)監査役と内部統制に関連する部門との連携を強化するため、監査協議会等を通じ、内部統制にかかる事項(子会社の取締役、使用人等から当該部門への報告事項を含む)について、協議、情報・意見交換を図る。また、グループ監査役会において監査役と子会社監査役との間で監査に関する協議、報告、意見交換を行う。
- (4)監査役に対し報告を行った者は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
8. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制
- (1)監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が予算内であるか否かに問わらず、法令に従い、速やかに当該費用等を処理する。
- (2)マネジメント・コミッティ等の業務執行上の重要な会議への出席および経営情報の閲覧により、監査役が取締役と同等の情報に基づいた監査および業務執行上の重要事項における意思決定プロセスをチェックできる体制を確保する。
- (3)監査役(会)は、CEOおよび代表取締役との意見交換会を定期的に開催できる。
- (4)監査役は、執行役員その他の重要な使用者から職務執行状況を報告させることができる。
- (5)監査役が会計監査人および財務経理部門と定期的に意見交換を行い、財務報告の適正性について確認ができる体制を確保する。
- (6)監査役が内部監査部門および関連部門と定期的に監査状況の報告および監査に関する協議、情報・意見交換を行い、監査業務の充実を図ることができる体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ナブテスコグループ行動基準」に「勤務時間内外問わず、民事介入暴力など反社会的な企業・団体には断固たる態度で一切の関わりを拒否し、その活動を助長する行為も決して行わない」旨定めています。

また当社は社内の総括部門として、総務部に担当責任者を置いています。総務部にて反社会的勢力についての情報を一括管理し、総括部門である総務部のスタッフ各人に對しては「反社会的勢力対応マニュアル」を配布し定期的に社外研修等に参加させています。

また社外においては日頃から警察および暴力対策団体等と連携を通じ、反社会的勢力に関する最新情報の入手やアドバイスを受けるなど関係強化に努めています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 適時開示の担当部署

当社は、内部情報の適正な管理を目的とした「内部情報管理基準」を定めており、情報の管理責任者として企画本部長、担当部署を企画部と定め、情報の集約・管理を行っております。その情報の開示責任者として総務部長、担当部署を総務部と定め、速やかな情報開示を行っております。

2. 適時開示に係る社内体制

重要な会社情報は、情報の管理担当部署である企画部に集約されます。当社には「マネジメント・コミッティ」という業務執行に関する重要事項を審議する機関があり、常勤取締役、各部門の業務を執行する執行役員および常勤監査役をメンバーとして経営全般にわたる重要事項を審議しており、適時開示が必要な情報については取締役会に上程し、承認後速やかに開示することとしております。

また、発生事実に関する情報については、所定の連絡ルート・手続きを経て情報の管理責任者である総務・人事本部長が取締役社長に報告し、迅速な適時開示を行います。

3. 会社情報の開示方法

情報開示は、東京証券取引所のTD-netを用いて行い、必要があれば東京証券取引所の記者クラブへ資料配布とともに当社ウェブサイトへも掲載することとしております。

コーポレートガバナンス体制

